

議案第57号

つくば市民・学校プール条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月1日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市民・学校プール条例

(設置)

第1条 スポーツの普及及び地域の振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校における授業を行うため、つくば市民・学校プール（以下「市民・学校プール」という。）をつくば市みどりの南14番地1に設置する。

(事業)

第2条 市民・学校プールにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設（次条に規定する施設をいう。）及びこれらの附属設備（以下「施設等」という。）の提供に関する事業
- (2) スポーツに関する指導及び助言に関する事業
- (3) スポーツに関する教室、講座及び講演会の実施に関する事業
- (4) 地域の振興に関する講演会の実施に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事

業

(施設)

第3条 前条各号に掲げる事業を行うための施設として、市民・学校プールに次に掲げる施設を置く。

- (1) プール
- (2) トレーニングルーム
- (3) 会議室

(休館日)

第4条 市民・学校プールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 市長は、公益上又は管理上必要があると認めるときは、市民・学校プールの全部又は一部を休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(開館時間)

第5条 市民・学校プールの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が公益上又は管理上必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(プールの利用の制限等)

第6条 市長は、プールを利用するもの(以下「プール利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、プールの利用を拒否し、停止し、若しくは制限し、又は市民・学校プールからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則の規定に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上又は管理上やむを得ない理由が生じたときは、プール利用者のプールの利用を拒否し、停止し、若しくは制限し、又は市民・学校プールからの退去を命ずることができる。

(利用の許可)

第7条 プールの専用利用(プールの全部又は一部を独占して利用することをいう。以下同じ。)をしようとするもの又はトレーニングルーム若しくは会議室を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)に条件を付することができる。

(利用許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めるとき。

(使用料)

第9条 プールの一般利用(専用利用以外の利用をいう。以下同じ。)をしようとする者は、市長に対し、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 第7条第1項の規定によりプールの専用利用の許可を受けたものは、市長に対

し、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

3 第7条第1項の規定によりトレーニングルーム又は会議室の利用の許可を受けたものは、市長に対し、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

4 前3項の使用料は、規則で定めるところにより前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2に定める使用料を免除することができる。

(1) つくば市が使用するとき。

(2) 一般社団法人つくば市スポーツ協会又はつくば市中学校体育連盟が主催する事業のために使用するとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2に定める使用料を2分の1に減額することができる。

(1) 市内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校又は特別支援学校が保育又は教育の目的で使用するとき。

(2) スポーツ少年団（つくば市スポーツ少年団本部に登録されているスポーツ少年団をいう。以下同じ。）が練習会に使用するとき。ただし、1日につき2時間を限度とする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第3に定める使用料を免除することができる。

(1) つくば市が使用するとき。

(2) 一般社団法人つくば市スポーツ協会又はつくば市中学校体育連盟が主催する事業のために使用するとき。

(3) 市内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校が保育又は教育の目的で使用するとき。

(4) スポーツ少年団が練習会又は講習会に使用するとき。ただし、1日につき2時間を限度とする。

(5) 次に掲げるものが主催する事業のために使用する場合であつて当該事業が公益に資すると認められるとき。

ア 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

イ 公益社団法人つくば市シルバー人材センター

ウ 公益財団法人つくば文化振興財団

エ 一般社団法人つくば観光コンベンション協会

オ 一般財団法人つくば都市交通センター

カ 一般財団法人つくば市国際交流協会

キ 市内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校又は特別支援学校のPTA又は保護者会

ク 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者が構成する団体

ケ つくば市区会連合会若しくはその支部又は単位区会

コ その他規則で定める団体

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第3に定める使用料を2分の1に減額することができる。この場合において、当該使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 市内の中等教育学校（後期課程に限る。）又は高等学校が教育の目的で使用するとき。

(2) 茨城県高等学校体育連盟が主催する事業のために使用するとき。

（使用料の不還付）

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第12条 施設利用者（利用許可を受けたものをいう。以下同じ。）は、利用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第13条 市長は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、施設等の利用を停止し、若しくは制限し、又は市民・学校プールからの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則の規定に違反し、若しくは利用許可の条件に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。

(2) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設等の利用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上又は管理上やむを得ない理由が生じたときは、利用許可を取り消すことができる。

3 市長は、来館者が次の各号のいずれかに該当するときは、市民・学校プールからの退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上又は管理上やむを得ない理由が生じたときは、来館者に退去を命ずることができる。

（原状回復の義務）

第14条 プール利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにプールを原状に回復しなければならない。

(1) プールの利用を終了したとき。

(2) 第6条第1項又は第2項の規定によりプールの利用を拒否され、停止され、若しくは制限され、又は市民・学校プールからの退去の命令を受けたとき。

2 施設利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(1) 施設等の利用を終了したとき。

(2) 前条第1項又は第2項の規定により利用許可を取り消され、施設等の利用を停止され、若しくは制限され、又は市民・学校プールからの退去の命令を受けたとき。

(損害賠償)

第15条 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、市民・学校プールの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 利用許可及び利用の不許可に関すること。

(3) 利用料金（施設等の利用に係る料金をいう。以下この条において同じ。）の収受に関すること。

(4) 利用料金の免除及び減額に関すること。

(5) 利用料金の還付に関すること。

(6) プール利用者に対するプールの利用の拒否、停止及び制限並びに退去の命令に関すること。

(7) 施設利用者に対する利用許可の取消し、利用の停止及び制限並びに退去の命令に関すること。

(8) 来館者に対する退去の命令に関すること。

(9) 市民・学校プールの維持管理に関すること。

(10) その他前各号に掲げる業務を行うにつき必要な行為をすること。

3 指定管理者が行う市民・学校プールの管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 市民（市内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。以下同じ。）の
平等な利用を確保すること。

(3) プール利用者、施設利用者及び来館者に対して適切なサービスの提供を行う
こと。

(4) 業務に関連して知り得た個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理に関する基準を満たすこ
と。

4 第1項の規定により指定管理者に市民・学校プールの管理を行わせる場合にお
けるこの条例の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第
2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとす
る。

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 |
|---------|--------|---|
| 第4条第2項 | 市長 | 指定管理者（第16条第1項 に規定する指定管理者を いう。同条を除き、以下同 じ。） |
| | 認めるときは | 認めるときは、市長の承認 を得て |
| 第5条ただし書 | 市長 | 指定管理者 |
| | 認めるときは | 認めるときは、市長の承認 を得て |

| | | |
|--------------|-------|--|
| 第6条、第7条及び第8条 | 市長 | 指定管理者 |
| 第9条の見出し | 使用料 | 利用料金 |
| 第9条第1項 | 市長 | 指定管理者 |
| | 別表第1に | 別表第1に定める額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が |
| | 使用料 | 利用料金（第16条第2項第3号に規定する利用料金をいう。同条を除き、以下同じ。） |
| 第9条第2項 | 市長 | 指定管理者 |
| | 別表第2に | 別表第2に定める額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が |
| | 使用料 | 利用料金 |
| 第9条第3項 | 市長 | 指定管理者 |
| | 別表第3に | 別表第3に定める額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が |
| | 使用料 | 利用料金 |
| 第9条第4項 | 使用料 | 利用料金 |
| 第9条第4項ただし書 | 市長 | 指定管理者 |
| 第10条の見出し | 使用料 | 利用料金 |
| 第10条第1項 | 市長 | 指定管理者 |
| | 別表第2に | 別表第2に定める額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が |

| | | |
|----------|-------|-----------------------------------|
| | | 圏内において、市長の承認を得て、指定管理者が |
| | 使用料 | 利用料金 |
| 第10条第2項 | 市長 | 指定管理者 |
| | 別表第2に | 別表第2に定める額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が |
| | 使用料 | 利用料金 |
| 第10条第3項 | 市長 | 指定管理者 |
| | 別表第3に | 別表第3に定める額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が |
| | 使用料 | 利用料金 |
| 第10条第4項 | 市長 | 指定管理者 |
| | 別表第3に | 別表第3に定める額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が |
| | 使用料 | 利用料金 |
| 第11条の見出し | 使用料 | 利用料金 |
| 第11条 | 使用料 | 利用料金 |
| 第11条ただし書 | 市長 | 指定管理者 |
| 第13条 | 市長 | 指定管理者 |

5 前項の規定により読み替えて適用する第9条の規定に基づき納付される利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、市民・学校プールの管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

(1) つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第3条の規定による申請がなかったとき又は同条の規定による申請が同条例第4条第1項各号のいずれかに該当しないとき。

(2) 地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経なかったとき。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(4) 指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の場合における第9条第1項から第3項まで及び第10条の適用については、第9条第1項中「別表1に定める使用料」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において、市長が定める額」と、同条第2項中「別表第2に定める使用料」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において、市長が定める額」と、同条第3項中「別表3に定める使用料」とあるのは「別表第3に定める額の範囲内において、市長が定める額」と、第10条第1項及び第2項中「別表第2に定める使用料」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において、市長が定める額」と、同条第3項及び第4項中「別表3に定める使用料」とあるのは「別表第3に定める額の範囲内において、市長が定める額」とする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成20年つくば市条例第16号)

の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える

49 つくば市民・学校プール

(準備行為)

3 市長は、この条例の施行の日前においても、利用許可その他この条例の施行に
関し必要な行為を行うことができる。

別表第1 (第9条関係)

プールの一般利用

| 区分 | | 使用料 (1人につき) | | | |
|-------|------|-------------|--------|--------|--------|
| | | 大人 | 子供 | 高齢者 | 障害者 |
| 1回利用 | 市民 | 550円 | 270円 | 270円 | 160円 |
| | 市民以外 | 820円 | 400円 | 400円 | 240円 |
| 11回利用 | 市民 | 5,500円 | 2,700円 | 2,700円 | 1,600円 |
| | 市民以外 | 8,200円 | 4,000円 | 4,000円 | 2,400円 |
| 23回利用 | 市民 | 11,000円 | 5,400円 | 5,400円 | 3,200円 |
| | 市民以外 | 16,400円 | 8,000円 | 8,000円 | 4,800円 |

備考

- この表において「大人」とは、子供、高齢者、障害者及び3歳未満の者以外の者をいう。
- この表において「子供」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 3歳以上18歳未満の者
 - 18歳であって、中等教育学校(後期課程に限る。)又は高等学校に在学中である者
- この表において「高齢者」とは、65歳以上の者のうち、障害者以外のもの

をいう。

4 この表において「障害者」とは、子供及び3歳未満の者以外の者のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

5 この表において「11回利用」及び「23回利用」とは、プールの一般利用をしようとする者が11回分の利用又は23回分の利用の対価を一括して前納する場合をいう。

6 次に掲げる者のこの表に定める使用料は、無料とする。

(1) 子供のうち、第4項各号のいずれかに該当する者

(2) 3歳未満の者

(3) 第1号に該当する者又は障害者1人につき1人の介護者

別表第2（第9条関係）

プールの専用利用

| 区分 | | 使用料（1時間につき） |
|-------|------|-------------|
| 1 レーン | 市民 | 5,500円 |
| | 市民以外 | 8,200円 |

備考 プールの専用利用を2人以上とする場合の使用料は、プールの専用利用をするものに市民が含まれる場合にあっては、市民の区分を適用する。

別表第3（第9条関係）

1 トレーニングルーム

| 区分 | | 使用料（1時間につき） | | |
|----|------|-------------|------|------|
| | | 一般 | 高齢者 | 障害者 |
| 全室 | 市民 | 1,100円 | 550円 | 330円 |
| | 市民以外 | 1,650円 | 820円 | 490円 |
| 半室 | 市民 | 550円 | 270円 | 160円 |
| | 市民以外 | 820円 | 410円 | 240円 |

備考

- 1 この表において「一般」とは、高齢者及び障害者以外の者をいう。
- 2 この表において「高齢者」とは、65歳以上の者のうち、障害者以外のものをいう。
- 3 この表において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 4 トレーニングルームを2人以上で利用する場合の使用料は、トレーニングルームを利用する者が該当する区分のうち、使用料の額が低い区分を適用する。

2 会議室

| 区分 | | 使用料（1時間につき） | | |
|------|----|-------------|-----|-----|
| | | 一般 | 高齢者 | 障害者 |
| 小会議室 | 市民 | 150円 | 70円 | 40円 |

| | | | | |
|------|------|------|------|------|
| | 市民以外 | 220円 | 100円 | 60円 |
| 中会議室 | 市民 | 310円 | 150円 | 90円 |
| | 市民以外 | 460円 | 220円 | 130円 |
| 大会議室 | 市民 | 460円 | 220円 | 130円 |
| | 市民以外 | 680円 | 320円 | 190円 |

備考

- 1 この表において「一般」とは、1の表備考第1項に規定する一般をいう。
- 2 この表において「高齢者」とは、1の表備考第2項に規定する高齢者をいう。
- 3 この表において「障害者」とは、1の表備考第3項に規定する障害者をいう。
- 4 会議室を2人以上で利用する場合の使用料は、会議室を利用する者が該当する区分のうち、使用料の額が低い区分を適用する。

(提案理由)

つくば市民・学校プールを開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

（附則第2項関係）

| 改正後 | 改正前 |
|---|----------------------------------|
| 本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—48（略） <u>49 つくば市民・学校プール</u> | 本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—48（略） |